

川崎市立川崎病院医療機器安全管理委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市立川崎病院（以下「病院」という。）が管理する医療機器に関する保守、管理及び点検、MEセンターの運営等を総括することを目的に、医療機器安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 病院が管理する全ての医療機器に関する安全管理のための体制を確保する事項
- (2) 病院に勤務する職員に対する医療機器の安全使用のための研修の実施に関する事項
- (3) 医療機器の保守、管理及び点検に関する計画の策定並びに保守、管理及び点検の適切な実施に関する事項
- (4) 医療機器の安全使用のための必要な情報の収集その他医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施に関する事項
- (5) MEセンターの運営に関する事項
- (6) その他、医療機器安全管理に関する事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員をもって組織し、当該委員は、職員の中から、病院長が指名する。

- 2 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院長が定める。

(委員長)

第4条 委員会に委員長（医療機器安全管理責任者）を置き、その委員長（医療機器安全管理責任者）には麻酔科部長を充てる。

2 委員長（医療機器安全管理責任者）は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長（医療機器安全管理責任者）に事故あるとき又は委員長（医療機器安全管理責任者）が欠けたときは、委員長（医療機器安全管理責任者）があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長（医療機器安全管理責任者）が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席で会議が成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係する職員の出席）

第6条 委員会は、審議において必要と認めるときは、関係する職員等の出席を求め、その説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会に、必要な事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、病院医療安全管理担当をもって充てる。

（その他必要事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長（医療機器安全管理責任者）が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。